## 教育委員会6月定例会会議録

1. 日 時 平成30年6月26日(火)午後4時00分~

2. 場 所 ウララⅡ (7F) 会議室1

3. 出席委員 教育長 井坂隆

職務代理者 説 田 賢 哉

委 員 松延芳子

委 員 今野登喜子

委員 鈴木敏之

4. 委員以外の出席者

教育部長服部正彦 参 事 菊 地 正 和 教育総務課長 平井康裕 学 務 課 元 川 宏 佐賀憲一 スポーツ振興課 根本卓也 文化生涯学習課 北島康雄 国体推進課 指導 課 鶴田 由紀子 大貫 三千夫 図 書館 博物館 木塚 久仁子

上高津貝塚 黒澤春彦

## 5. 議題

(1) 土浦市教育委員の任命について

(教育総務課)

- (2) 教育長職務代理者の指名について
- (3) 教育長報告事項
- (4) 議案

議案第13号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について (学務課)

議案第14号 土浦市図書館協議会委員の任命について (図書館)

議案第15号 土浦市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について (指導課)

- (5) 協議事項
  - ① 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について(案) (教育総務課)
- (6) 報告事項
  - ① 平成30年度土浦市立幼稚園、小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の設定について

(指導課)

② 美術品収集検討委員会委員の委嘱について

(文化生涯学習課)

- (7) その他
  - ① 夏休みファミリーミュージアムの開催について

(土浦市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)

② 第42回子ども郷土研究の開催について

(上高津貝塚ふるさと歴史の広場)

③ 第21回土浦薪能について

(文化生涯学習課)

- 6. 傍聴者 なし
- 7. 議事内容

教 育 長 それでは、平成30年6月の教育委員会定例会を始めます。

議題に沿って進めてまいりたいと思います。

教育総務課 2項目め土浦市教育委員の任命についてでございます。定例会資料の1ページのを お願いいたします。

先日、6月7日付で小原芳道委員から委員の辞職願が出されたことから、委員の皆様にも持ち回りでご報告をさせていただきました。

先日開催されました第2回市議会定例会におきまして、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、市議会の同意を得て、小 原委員の後任といたしまして、次ページの経歴にもありますとおり、おおつ野8

丁目に在住の現おおつ野こどもクリニックの院長であります鈴木敏之氏の教育委

員の選任動議が可決されましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、鈴木委員におかれましては、現在真鍋小学校、上大津東小学校・西小学校、 第五中学校の学校医をお願いしてございます。

任期につきましては、再度1ページのほうをお戻り願います。

下段の参考の任期の第5条にもございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定によりまして、前任者の残任期間となりますことから、委嘱日から2019年の6月24日までとなるものでございます。

教 育 長 鈴木委員

ありがとうございます。それでは、鈴木委員、ご挨拶をお願いできればと思います。 21日付で教育委員に任命されましたおおつ野こどもクリニックの鈴木と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。

私はずっと土浦で生まれ育っておりまして、小学校は上大津西小学校、筑波大を卒業しまして、小児科医を35年ぐらいしておりまして、おおつ野に開業してから14年目になります。先ほどありましたけれども、学校医なども経験させていただきまして、これからも頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育 長教育総務課

続きまして、議題の2番目、教育長職務代理者の指名についてお願いします。

改めて、事務局から自己紹介をさせていただきたいと思います。

教 育 長 ありがとうございました。

ただきます。

続きまして、2番の教育長職務代理者の指名についてお願いします。

教育総務課 本日お配りしております右上に資料1と書かれてございます資料でご説明させてい

これまで教育長職務代理者としまして委員会にお骨折りいただきました小原芳道委員におかれましては、先ほどご説明させていただいたとおり、本年6月7日付で辞職されましたことから、参考の下段にあります地方行政法第13条2項の規定に基づ

きまして、あらかじめ教育長が委員の中から指名をしまして、教育長に事故がある 場合などに事務に支障を来すことがないように配慮するものでございまして、教育 長から指名をいただくものでございます。指名のほど、よろしくお願いいたします。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長が指名ということでございま

すので、職務代理者は、説田委員にお願いします。

教 育 長

説 田 委 員 よろしくお願いします。

教育総務課 ただいま教育長から職務代理者として指名をいただきましたことから、説田委員の 資料を差しかえということで加えさせていただいております。なお、任期につきま しては、教育長が別の委員を指名するまでの期間というもので、今回一部等差しか えということで配付させていただきました。よろしくお願いいたします。

説 田 委 員 改めまして、こんにちは。本当に諸先輩いる中で、私ごときがいいのかなと思っておりますけれども、いろいろな短期間の中に先輩の教育委員の先生方がいろいろな理由で退職をされたということになりましたので、短いながらも一番古株になってしまいましたので、また、教育長ご指名でございますので、何とか役を全うさせていただきたいというふうに思っております。

どんな仕事があるのかなと、これを見ますと大変な役だなと思っておりますけれども、ぜひ事故等なきようにご配慮いただいて、私がここにお仕事がないように頑張っていただければというふうに思っておりますので、そういったのを含めまして任期の間頑張らせていただきますので、改めましてよろしくお願いいたします。

教 育 長 続きまして、教育長報告事項お願いします。

-----4月26日以降の行事について報告----

教 育 長 ありがとうございました。それでは議案に入りたいと思います。議案第13号をお願 いします。学務課。

学務課 資料の5ページをお願いいたします。

土浦市教育支援委員会委員の委嘱についてでございますが、教育支援委員会におきましては、教育委員会の諮問に応じまして、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童、生徒の適正な就学支援等の教育支援、そのために必要な事項について、調査、審議することを任務としております。

資料の一番下の方に記載させていただきました土浦市教育支援委員会条例第3条の規定に基づきまして、平成29年7月1日から2年間の任期で各委員の方々に委嘱しておりますが、人事異動あるいは役員改選等により、表の中の米印の5名の委員の方が変更になるものでございます。

なお、資料に一部誤りがございまして、お手数でも訂正をお願いしたいのですが、 表の上から6人目の東小学校の川口教頭先生、こちら、役職・職名の欄、土浦市教 頭会会長となっておりますけれども、土浦市教頭会の代表ということですので、会 長を代表に訂正していただきたいと存じます。

教 育 長 議案13号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について説明がございましたが、ご質 問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、そのようにしたいと思 います。

続きまして、第14号 土浦市図書館協議会委員の任命について図書館お願いします。

図書館 資料の9ページのほうをお願いいたします。

土浦市図書館協議会委員の任命についてご説明いたします。図書館では、図書館法で規定しております図書館協議会というものをつくっております。図書館協議会は図書館の運営に関し、図書館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につきまして、館長に対して意見を述べていただく機関としております。土浦市立図書館では、下の参考の一番最後に書かせていただいております土浦市図書館条例第7条のほうで規定しておりまして、委員10人以内ということで組織しております。今回、6月30日で改選がございまして、上の表に戻っていただきまして、一番右側の備考欄に再任という文字が入ってない空欄の方、4名の方が新たにご新任の委員様ということでお願いすることになります。上から、百瀬初江さん、4人目の菊田靖久さん、5人目の春日裕子さん、6人目の根本顕さんの4名が新任の委員さんとなります。

教 育 長 図書館の協議会委員の任命ということで、新しくなられた方、再任の方がいますが、 ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、このようにした いと思います。

続きまして、第15号 土浦市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、指導課お願いします。

指導課 土浦市いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてでございます。国のいじめ防止対策推進法第28条に、重大事態の対処として重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織を設けると定められております。それを受けまして、本市では、土浦市いじめ問題対策連絡協議会等条例第12条、一番下に掲げております、そちらに基づきまして、いじめ問題対策委員会の委員、いわゆる第三者委員会の委員を委嘱いたします。任期は2020年3月15日までとなっております。

その下の表にありますが、一番右側に再任と書かれております委員の方々が前回 に引き続き委員になってくださる方です。空欄の方、上から2段目の菊田さん、 池田さん、風間さん、小島さんに関しましては、新しく委員になっていただく方 でございます。

所掌事務につきましては、参考の第11条に掲げておりますとおり、いじめの防止等のための対策に関する調査や審議をしていただく。2点目として、いじめ対策推進法の第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係等の調査をしていただくという組織でございます。

教 育 長 私のほうから、いじめ問題対策協議会の条例の中で、いじめと認識する重大事案、 これについては委員会のほうでも共通理解しておいたほうがいいと思うので、二つ あると思うんですが、説明願います。

指 導 課 重大事態というのは今教育長からありましたように、2点ございます。1点目は、 児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が及んだ場合でございます。2点目が相 当の期間、学校を欠席することを余儀なくされた場合ということでございます。相 当の期間というものが何を指すかということは、基本的に不登校ということで報告 が規定されている日数が30日ということでございますので、いじめが原因で30日間 以上学校を欠席することを余儀なくされたような場合には、この重大事態に当たる と考えております。

教育長

一番目の生命、身体、財産等にかかわることというのは常識的に重大事案であるということは理解しやすいところです。茨城県の場合、取手市で事例がありましたがが、それ以外に2つ目としていじめが原因と考えられることで30日以上長期的な休みも該当するということです。この件については、以前にもお話ししているように、土浦市の場合も1件事案がございました。4年前に起きたことについて保護者からお話があり、いじめ問題対策委員会を進めているということがございますので、再確認願いたいと思います。

それでは、委員の委嘱については、よろしいですか。

松延委員

お聞きしたいんですけれども、新治学園では、いじめ対策防止委員会を設置して月 1回の定例会を開催するというような取り組みをされているそうなんですが、他の 小中学校においても、特別な対策委員会というような設置はしているんでしょうか。 これと別ですけれども。

指導課

どの学校でも学校のいじめ対応のための基本方針というようなものを打ち出しておりまして、大きなところとしては共通しているような文言になりますが、細かいところでは、学校によってアレンジといいますか、学校に合った形で採用しているもの、そういう基本方針がございます。それにのっとって学校はそういった組織をつくっております。

新治学園のいじめ問題協議会、そちらのような文言を使っている学校もあれば、 そうではなくて、学校の中で起こった、いじめだけではなくて、さまざまな生徒 指導の課題について学校の中で生徒指導主事や学年の代表者や管理職が入って、 共通理解をするような会議は週に一回、基本的には中学校が多いかと思うんです が、そういった会議は定例的に設けています。

何か大きな事案が起こったときに、教育委員会とはまた別に、学校の中でいじめが 発生した、それを学級担任や学年の中で対応するだけではなくて、学校全体として 今後どんなふうに対応していくか、当然事実関係も確認しながら対応策について検 討していくような組織は設けていくように、基本方針はどこの学校でも設けていま す。それが定例的かどうかというのは、学校によっては違いがあるかと思います。

松延委員

り。それが足例的かどりかというのは、子校によっては遅いかめるかと思います。 わかりました。ありがとうございます。学校のほうで子供たちにアンケートを取ったり、その後面談をしたりということで子供たちの状況を把握するということをしてくださっていますけれども、それはとても大事なことだと思っています。本当に子供たちの中には普段言えないけれども、面談やアンケートを通して、今度言おうかなと準備をしているお子さんも多いようです。しかし面談の順番が回ってこないまま長期の休みを迎えてしまったみたいな声もよく聞くんですね。なので、全ての学校がそういう委員会を設置していて、先生方の意識がある中であれば、もう少し徹底されるのかなということを以前から感じておりましたので、お聞きしたかったんです。

指導課

今ご指摘いただいたように、いじめに限らず子供たちの悩みについて個別に集約するような面談やアンケートは、学期に2回ぐらいが多いかと思うんですけれども、どの学校でも先ほどの基本方針に設けて、実施はしているところです。ただ、今

ご指摘あったように、不十分なまま終わっている学校もあるようですので、校長会とか教頭会とかそういった機会にしっかりと子供たちの意見を吸い上げるような指導を今後してまいりたいと思います。ありがとうございました。

教 育 長

それでは、委員の委嘱についてはこのとおりとします。

以上で3番目の議案は終了いたしました。

4番目の協議事項、平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点 検・評価の実施について、教育総務課お願いします。

教育総務課

定例会資料の14ページでございます。

平成29年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施の案でございます。こちらにつきましては、毎年前年度の事業に対する点検・評価を行っているものでございますが、毎年作成いたしまして、これを議会に報告するとともに公表することとなってございます。

2番目の有識者につきましては、点検・評価の客観性を確保するという観点から、 記載の3名の皆様にお願いするものでございます。

また、3番目の有識者の会議の予定でございますが、今年度は3回予定してございます。7月4日、5日と7月30日の3回を予定してございます。こちらの3回によりまして、各課の事業につきまして有識者によりますヒアリングを行う予定でございます。

4番目の今後のスケジュールでございますが、有識者の会議を経まして、有識者の皆様からのご意見等を記入しました案を8月の定例会に改めてご報告をさせていただきまして、ご協議をいただきたいと考えてございます。また、その定例会を経まして、9月の議会におきまして、文教厚生委員会に報告の上、その他の議員の皆様に配付をするとともに、ホームページでも公表を予定してございます。

なお、右上資料2、点検・評価の報告書(案)をご覧いただきたいと思います。こ ちらの5ページをお開き願います。

教育委員会に関する部分でございます。まず、5ページの2番目でございますが、会議の開催状況でございまして、6行目に記載のとおり、平成29年度は定例会を12回、臨時会5回の合計17回の会議を開催いたしまして、106件の案件についてご審議をいただいたところでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

こちらからが定例会または臨時会の内容でございます。主な意見の欄、並びで言いますと上から大きな枠内の3番目でございますけれども、主な意見のところに委員の皆様からいただきました意見を整理いたしました。

また、22ページからの内容につきましてですが、3番目でございます。活動実績、 こちらが各委員の活動内容ということでございます。

24ページ、25ページにつきましても、活動状況に関する評価ということで、24ページの4の活動状況に関する評価、会議の運営についての評価、こちらについても委員の皆様からいただいた意見を記載してございます。ご確認をいただければと思います。

本日お持ち帰りいただきまして、ご確認後、訂正等がありましたら、期間が大変

短くて申しわけございませんが、6月28日までに教育総務課へご連絡をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育部長

追加で、7ページご覧になっていただきましたように、主な意見のところには各委員さんの名前入りで資料が作成されます。括弧書きで。これは議会にも報告いたしまして、公表もされますので、自分の言ったこととニュアンスが違うというような場合はご指摘いただきたいと思います。そういう意味でも大変恐縮ですが、ご点検のほうよろしくお願いしたいと思います。

教 育 長 説田委員

教育総務課

ただいま説明があったとおりでございますが、ご意見何かございますでしょうか。 質問です。この資料は有識者会議の前には有識者の三方には配られるんですよね。 有識者の方には事前に配付をさせていただきまして、この内容について各課のほう で各事業のヒアリングがございます。

説田委員

私も何年か前にこの有識者の枠に入れていただいたことがあったんですけれども、 今だったらすごくよく理解できるんですけれども、当時はわからないまま進めた ところがありますので、事前にいただいて熟読ができるとより理解が深まるかな と。田上先生とか小野寺先生はお詳しいとは思いますけれども、市P連の会長の 方はなかなか理解するには若干時間を要すると思いますので、ご配慮いただけれ ばと思います。

教育長

説田委員は教育委員会とか市の財政とかいろいろなところで審議の経験がおありなので、最初にこれをバッと見せられても内容の理解は難しいということですよね。 よろしくお願いいたします。そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、協議事項はこのぐらいにします。

報告事項お願いします。①平成30年度土浦市立幼稚園、小中学校、義務教育学校の 学校閉庁日の設定についてお願いします。

指 導 課

学校閉庁日の設定につきまして、15ページをお願いいたします。

趣旨をご覧ください。教職員の長時間労働が全国的な問題となっております。学校を取り巻く環境が複雑化している中で、学校の教育力をより一層高め、教育改革への対応を進めるため、教職員の働き方改革を進める必要がございます。その取り組みの一つとして、次のとおり、市内全ての公立の幼稚園、小中学校、義務教育学校において、学校閉庁日を設けることといたします。

期間は、そちらにございますとおり、8月13、14、15、11月13日県民の日、また、 年末の12月27、28、合計6日間でございます。

こちらの学校閉庁日という文言なんですが、昨年度辺りから文科省でも使っている 用語でございます。そもそも、長期休業期間において年次有給休暇を確保できるよ う、一定期間の学校閉庁日の設定を行うことというような使い方で使われている言 葉でございます。

内容につきましては、3にございますとおり、日直は置かない、学校は通常土日以外、夏休みも原則2名日直を置いておりますが、そちらも置かない。二つ目に研修会や行事等を基本的には行わない。3点目には部活動は原則として行わない。特に、お盆の後などに全国大会などもありますので、そういった事情のある場合には練習は可能かと思うんですが、近日中に代替日と申しますか、休養日を設けるというよ

うなことで進めたいと考えております。

また、この閉庁日、通常日直がいた期間でございますので、緊急時の連絡などが発生した場合には、教育委員会のほうで対応するというふうにしたいと思います。こちらの内容につきまして、5のその他にございますとおり、3点のほうで周知を公開したいと思います。一つ目は、各学校から保護者宛てに通知を発出する。2点目に、広報つちうらの7月中旬号に掲載し、市民の皆様へ周知する。また、他の市町村宛てにも通知を発出するということで対応したいと思います。次年度以降につきましては、また今年度の状況を確認の上設定してまいりたいと考えております。

教育長

ありがとうございます。内容的に非常にわかりづらい話かと思いまして、よく聞く のは、学校というのは夏休みがあるので、夏休みだから先生方も休みではないのか ということです。これは夏休みというのは日本の教育の明治5年からの伝統からい けば休みなんですけれども、今は授業をやらない日であって、教職員は出勤日なん です。だから教職員が休めるのは休業日、土曜、日曜とか年度末とか祝祭日。そし て夏休みに関しては出勤日なので、自分の有給休暇を取って休むということになり、 基本的に有給休暇は毎年の積み上げがあるので40日ですよね。今の日本の学校の現 状として、有給休暇が40日あっても、40日取る教員というのはほとんどいない。特 に校長先生あたりは、土浦市の事例を見ていても、1日とか2日しか取らない先生 がいっぱいいます。教職員もそうであり、休みを取らないのと、1日の勤務時間が 法律では8時間なんですけれども、それが中学校なんかを見ると、電灯がついてい て夜10時とか、ときには3年生の進学前なんか11時ぐらいまで学校にいる時がある ようです。そうすると、これは法律違反をしていることになって、それを教育委員 会、日本全国どこでも認めているような形にり、それではいけないということで問 題になっています。民間の過労死の問題とか働き方改革の一環でも問題になってい ることです。

この閉庁日というのはどういう位置づけになるかと、名前がわかりづらいんですけれども、要するに、学校には誰もいませんということですよね。閉庁日には、 先生方は有給休暇を取るんですよね。有給休暇の中から取るわけです。そうする と、学校に、例えば用事があって来た人は誰もいないから用を足せなくなってし まう。このような方への対応が非常に難しいんですけれども、事前に市報等で公 表して知らせていくということです。

県内44市町村のうち、新聞の報道などによると、検討しているのが33市町村、既に決めた所もございます。大体6日から7日くらいが多いようです。特に県民の日とかお盆の間あたりをあてているいるみたいです。土浦市もそういう意味で、今年、平成30年から先生方の働き方改革の一環と、地域全体で学校のあり方全体を考えるという観点で、特に運動部の先生にはすごく負担がかかっているということなので、小中一貫教育を全面的にスタートしたこのタイミングで、学校閉庁日を設けるということを提案させていただいたということです。ご意見のほうございますでしょうか。

説 田 委 員 ちょうど今、学校訪問をさせていただいておりまして、学校長の生の声を聞きます

と、これが本当に大きな問題になっております。やはり働き方改革全体で進める中にありますので、これはぜひ推進していただきたいと思うんですけれども、恐らく1週間とか1カ月とか1年の仕事の総量は変わらないとすると、しわ寄せがまた来ちゃうでしょうから、それをやっぱり教育委員会全体で考えて、先生方の仕事の量をなんとか減らすというのを本気で考えないと、リフレッシュするのでいいことですので、応援したいと思いますけれども、やっぱり日々のあれも変えていかないと、根本的に解決しないのかなというところがあるので、緊急的なところもあるんだろうと思いますので、皆さんで一緒になって解決したいというところと、やはりあと、周知するということですよね。先生方も大変なので、しっかりお休みが取れるような状況を皆さんご理解ください、市報に出すということですから、そこの閉庁日云々というところも、これ以外何があるのかわかりませんけれども、見ない人もいるでしょうけれども、どんどんPRしていただいて、堂々とお休みが取れて、何か問題があるときは違う形で対応しますというのをアピールしていただければなと思いました。

教育部長

補足になるんですが、まだ過渡期の表現だと認識しています。というのは、市で職員が閉庁日というのは勤務を要しない日と明確に位置づけられています。法律上、条例上。ということは、有給休暇を取るのではなくて、勤務を要しないので、特に休暇を取る手続は必要ありません。しかし、こちらの学校閉庁日のほうは、文科省も茨城県の教育長のほうからも、適当な言葉がないので学校閉庁日という言葉を位置づけてありますが、先生方は有給休暇を取得しなくちゃならないという、ただ、一緒に取ることによって効率的に休暇を取りにくい環境を改善しようということで、そういう趣旨でございまして、恐らく法制的には法律的な整備が今後進んでいくんではないかと感じておりますけれども、そういう制度でございますので、そこだけはよろしくお願いしたいと思います。休暇を取らなくちゃならないんです。

鈴木委員

閉庁日には先生たち誰もいなくなるということですけれども、セキュリティーに関 しては大丈夫なんでしょうか。

指導課

警備のほうは機械警備が入っておりますので、そちらに関しては、そういう点では問題ないんですが、万が一何かありましたらば、連絡は教育委員会なり、また、警備会社と学校との間で、何か、例えばガラスが割られたとかというときには、まず最初に。例えば教頭なら教頭にすぐ電話連絡をするというようなことは事前に約束事が決められておりますので、未然に防ぐということは難しいかもしれませんが、何かあったときにはすぐに連絡体制が取れるように事前の準備は行っております。

教 育 長

保護者の立場から。

松延委員

夜はどこの学校も電気はつけっ放しなんでしょうか。

参事

一応、防犯上の対策ということで、夜間は職員室の電気はつけて帰るという形になっています。

松延委員

私も同じくセキュリティーの問題を心配していたんですけれども、電気がついているということであれば、その面では安心かなというふうに思います。いたずらや侵入犯罪等の抑止力になりますからね。

教育部長

公共施設は全て機械警備、職員がいない時間帯は全て機械警備が入れるようになっ

ております。

教 育 長 警備会社と警察に直接連絡が行くようなシステムにはなっているということですね。 教 育 部 長 そういうことです。

教 育 長 大体 5 分くらいで来ていただいているみたいです。そのほか、今野委員、経験上校 長先生をやられていた立場から何かございますか。

今野委員 これはもう単純に、ああ、よかったなと私は思っています。結局、今まで有給休暇で休んでいることに変わりはないんですけれども、日直は必ずいたんですよね。ですので、例えば県民の日であっても、半分ぐらいの職員は出勤していたり、そういうことが現実ありましたので、閉庁日ということで学校は閉まっているということであれば、休みやすいというか、年休であっても取りやすいという気がします。ただ、これを本当に徹底して周知していかないと、今日は先生なんで休んでいるのみたいなことが地域にいても聞かれたりすることがいっぱいありまして、カーテン閉めてこもっていなきゃならないような後ろめたさを感じることが経験上ありました。そういうこともあって、やはり周知するということは大事かなと思います。

ありがとうございます。私も今野委員と同じような経験を何回もしていまして、平日に畑でトラクターを動かしたり、いろいろとやっていると、今日は休みかと聞かれるので……。若いころは、月曜日から金曜日までに休暇をとっても、家にこもっていることが多かったような気がします。だんだん年とともに図々しくなり、世間の目はあまり気にしなくなりました。ただ、社会全体というより個人の問題なんでしょうけれども、日本人の勤勉意識は世界的には誇れるものなので、その辺との兼ね合いもこれから整えていく必要があるのかなと思います。そうしないと、一般企業も含めて勤勉に働くことによっていろいろな悲惨なことが起きることがないようにしたいものです。先生方が休むことが、逆に言うとリフレッシュして、子供たちの笑顔とか勉強に返っていくというプラス面もよくPRしていただきたいと思います。

これって記者会見などはしないんですか。「広報つちうら」には掲載するということですが。新聞上には、例えば古河市がやったとか、水戸市がやる予定ですとか、そういうのがあるということは記者に提供しているんだと思うんですけれども、プレス対応についてはどういうふうに考えていますか。

指 導 課 定例会で報告させていただいた後に、庁議といいますか、市長や部長さん方に出ていただく会議の中で報告をさせていただこうと思うんですが、その後記者発表なども行ったほうがより周知は徹底されるのかなと思うんですが、それについてまたご相談してからお話をさせていただきたいと思います。

教 育 長 そうすると、委員の皆様は賛成ということでよろしいですか。庁議というのは市長、 副市長、教育長、部長さんたちが集まる会議です。大体、庁議の後月1回のペース で記者会見があるので、基本的には同じ月になってしまいます。庁議がある日に記 者会見ですから。だから一番早いのは7月4日なので、それに間に合えば、やった ほうがいいですよね。

教 育 部 長 そのように手配しまして、7月3日の庁議に諮りまして、基本的にはこれを公表、 同日庁議後に開催される記者会見で発表するような段取りを考えておきたいと思っ

ております。その辺の内部的な手続を進めていきたいと思いますので、よろしくお 願いします。

教 育 長 ありがとうござい

ありがとうございます。それでは、報告事項の①番目はよろしいでしょうか。 続きまして、②美術品収集検討委員会委員の委嘱について文化生涯学習課お願いし ます。

文化生涯学習課 16ページをお開き願います。

美術品収集検討委員会委員の委嘱について説明をさせていただきます。前回5月の定例会におきまして、土浦市民ギャラリー美術品収集要項につきましてご説明をさせていただいたところでございますが、こちらの要項につきましては、市民ギャラリーにおきまして芸術品等の寄贈及び寄託の申し出があった際や購入する際に、美術品の評価・選定に関する調査研究を行う必要がありますことから、要項のほうを制定いたしまして、その中で美術品収集検討委員会を設置したいというものでございます。

今回報告をさせていただきますのは、美術品収集検討委員につきまして学識経験を有します、こちら中央のところに四角で囲ませていただいております3人に委嘱をするというものでございます。1人目につきましては、小泉淳一さん、茨城県近代美術館学芸顧問でございます。2人目、寺門臨太郎さん、筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授でございます。3人目、島津利幸さん、公益財団法人常陽芸文センター理事、事務局長兼学芸部長の以上の3名でございます。任期につきましては、本年7月1日から2020年6月30日までの2年間でございます。

なお、今回委員の委嘱につきまして、報告という形を取らせていただいておりますのは、ほかの審議会や協議会等のように教育委員会の附属機関として設置される機関ではないためでございまして、事務委任規則におきまして教育長に事務委任されている事項と判断されますことから、教育長が委嘱するものとしているものでございます。

教 育 長 今までも委嘱議案出てきましたけれども、それとは違う附属機関でない、教育長管 轄のものであるということで、報告ということで説明させていただきましたけれど も、ご質問等ございますでしょうか。

教育部長 現実に、どちらかと言うと、この委員のメンバー3名の方にお願いするのは購入よりも寄贈です。これはギャラリーが新しくオープンしたことによって相当手が挙がっておりまして、保存できる容量も限度がございますので、そこを見きわめたいということで、学識経験者にその辺のところの露払いといいますか、何の寄贈を受けて何をお断りするか、ご意見を賜ってから判断したいということです。ご承知と思いますが、常陽芸文センターについては、旧県庁の手前に常陽銀行系で建てたギャラリー系のセンターの事務局長をされている方で経験豊富だということでお願いするものでございます。

教 育 長 ありがとうございます。市民ギャラリーに私の絵を差し上げますとか置いていただきたいという方が大分来ているみたいで、それをどう判断するかという、個人的なつき合いというよりも芸術性を一番に、そういう判断をしていただくための委嘱でございます。よろしいでしょうか。

報告事項が終わりまして、その他に移ります。

①夏休みファミリーミュージアム開催についてお願いします。

上高津貝塚

夏休みファミリーミュージアムについて説明いたします。資料は別添のチラシをご 覧いただきたいと思います。

市立博物館と上高津貝塚では、7月22日から9月2日の夏休み期間にあわせて夏休みファミリーミュージアムを開催いたします。内容は、親子で楽しむ体験講座などを予定としております。チラシ表側の市立博物館のページをご覧願います。児童にもわかりやすく説明する夏季展示のワンポイント解説会のほか、例年実施しておりますミニ掛け軸をつくろう、親子はたおり教室などの体験講座や、亀城公園探検を予定しております。また、戦後70年を記念して実施しております戦争の体験談を紹介するパネル展示や、戦争体験者による戦争体験のお話を聞く会を開催いたします。続きまして、チラシの反対側をご覧願います。

上高津貝塚でございますが、「変わるマドリ」と題したテーマ展を開催いたします。この展示では、市内遺跡の発掘調査の成果をもとに、縄文時代から現代に至るまで人々が暮らしてきた建物に注目し、形や間取りがどのように変化してきたかを紹介いたします。体験講座では、例年実施しております縄文土器や勾玉づくり、火起こし体験など、親子、児童が楽しめる企画を用意しております。このほか両館とも期間中楽しめるクイズや両館共通のスタンプラリーを企画しております。

教育長

ありがとうございました。夏休みのイベントでございますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

②番、42回目の子ども郷土研究についてお願いします。

上高津貝塚

資料17ページをお願いいたします。

市内の児童生徒を対象に、土浦の歴史や民俗についての自由研究を募集する子ども郷土研究を開催いたします。今回で42回となります。9月末日までに集まった作品について、2回の審査を行い、1月下旬に表彰式と発表会を開催いたします。優秀な作品につきましては収録集に掲載し、最優秀作品につきましては広報つちうら2月上旬号に掲載する予定でございます。

教 育 長

ありがとうございます。これは42回と歴史のあるものでございまして、大分レベル 的にも個人的には大学の卒論にしてもおかしくないようなものが出てくることもあ ります。小学生、中学生でここまでできるのかというかなりレベルの高いものもご ざいまして、市報にも毎年その最優秀作品が出ていると思います。土浦の伝統的な ことでございます。よろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。 それでは、次、薪能についてお願いします。

文化生涯学習課

資料18ページのほうをお願いいたします。第21回土浦薪能についてでございます。 こちら資料あわせて、チラシのほうお手元にございますでしょうか。チラシのほう も一緒にご覧いただいと思います。

本市の秋の風物詩として定着をしてまいりました土浦薪能でございますが、今年は 10月2日火曜日に開催する運びとなりました。場所は例年同様土浦城址本丸内で開催いたします。

今年は平日の開催となったこともございまして、例年主催の土浦薪能倶楽部が開

催しておりました能楽大会のほうは開催しないこととなりましたが、能楽座の公演につきましては、人間国宝の野村万作氏、梅若実氏、大倉源次郎氏、三島元太郎氏の4人をお迎えするとともに、人気狂言師の野村萬斎氏をお迎えいたしまして豪華絢爛な公演となっております。演目の粗筋につきましては、チラシのほうを開いていただきますとございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。チケットにつきましては、7月26日木曜日から教育委員会7階にございます文化生涯学習課の文化振興室、それから市民会館、亀城プラザで販売いたしますが、教育委員の皆様につきましては、次回の定例会におきまして招待券のほうを準備させていただきたいと思いますので、もしお時間ございましたらば、ぜひご来場いただきたいと存じます。

教 育 長

ありがとうございます。これまでは土曜日にやっていたということです。

教育部長

今回、平日開催という運びになりました。それについては、来年度については市民会館の改修工事が入るんですが、薪能というのは雨天の場合は市民会館で会場をかえて開催できることをセットとしております。というのは、実行委員会のほうでチケットの部分もございまして、払い戻しとかそういうことがなかなか難しいということで、雨天時の代替会場の確保ができないと開催できないということで、来年度は中止の方向で今考えてございます。そういった意味合いもありまして、今回豪華キャストを呼んで開催するということで、人気の野村万作さんもおいでになりまして、下馬評も高いこともありまして、チケットもすぐ完売する勢いですので、お知り合いの方にもそういう情報はお伝えいただければと。萬斎来るよと、チケットなくなっちゃうと、よろしくお願いします。来年やらない話は正式決定ではないので、とりあえずこの場にとどめておいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長

豪華キャストですよね、人間国宝4人というのはすごい。毎年好評をいただいて、 土浦市外関東近圏からもお客様がみえます。ポイントは、外でやるということ。時期的にちょうど月だったり、カワセミなんかが飛んだり、コウモリなんかが舞ってきたり、宇宙ステーションが通ったりとか、いろいろなことが同時に見えるということが過去にありましたので、外でやる、松の下でやるということで、演者のほうも大分気合いが入っているように感じます。

教育部長

ほとんどないですから。こういう会場でやる能自体が。

教 育 長

ということでございますので、ぜひ皆さんも一度は見ておいていただきたい。お知り合いの方にもPRよろしくお願いしますということです。ありがとうございます。 以上その他ですが、水郷プールについて、スポーツ振興課。

スポーツ振興課

チラシをお配りしました。水郷プールは7月4日からオープンしますので、よろしくお願いします。

教 育 長

今年は1週間早く開くということですね。

スポーツ振興課

1週間早めて、3連体で、終わりも9月2日までということで、今年は51日間のプールになります。昨年は冷夏ということで入場は少なかったんですけれども、今年は天候に恵まれることを期待してございます。

教 育 長

よろしいでしょうか。

続きまして、その他で何かございますか。

文化生涯学習課

今回、市民ギャラリーの展示イベントスケジュールのチラシが完成いたしましたので、ご確認いただきたいと思います。今回こちらのチラシのほう、2,800部作成させていただいておりまして、市の施設及び市内の2カ所の美術関係や写真展など、また、高校や大学、市内の施設、公民館であったり美術館であったりと、およそ180の施設及び報道機関等に配布をいたしましてPRを図るというものでございます。また、インターネットやSNS等も活用しながら、さらにPR等を張っていきたいと考えております。

教育長

展示ギャラリーとオープンギャラリーとはどのように違うのですか。

文化生涯学習課

オープンギャラリーのほうが道路側に面した四つの小さい部屋の所で、展示ギャラリーのほうが奥側の二部屋、大きい部屋の所でございます。

教育部長

展示ギャラリーのほうが美術館並みの仕様で空調管理ができていますので、有名な作品とか、湿度管理を徹底しなくてはならないという場合には展示ギャラリーのほう、オープンギャラリーはそこまででない作品で、市民の皆様が個展を開いたりしていただく場合はご利用いただいております。開けてみていただけますように、当初心配していたんですが、オープンギャラリーも一生懸命職員が頑張りましてかなり埋まりました。

教 育 長月に。

今年10月の世界湖沼会議にも使うんですよね。ここに書いてあるとおり、今年の10

文化生涯学習課

世界湖沼会議のほうで、写真展、映像展等で、期間の前のサテライトつちうらの会場の一部としてご利用いただくというようなことになっております。

鈴木委員

これも今年の予定は詰まっているようですけれども、来年の予定というか、使用させていただきたい場合はもうかなり埋まっているんですか。

文化生涯学習課

利用の状況はまだ先になりますので、空きがございますので、ぜひ期間等をご確認いただきましてご利用いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育部長

募集は半年単位でやっています。それと追加なんですが、ご案内ですけれども、こちらの資料の右下のほうに、茨城新聞社さんと共催のロバート・キャパ展、戦争写真で有名な方の展示を行います。ただ、新聞社さん共催ということで、新聞社さんのほうで正式発表をまだしていないものですから、こちらのほうも大々的にご案内できない状況でございます。

教育長

ロバート・キャパは報道写真家として世界的に有名な方です。

教育部長

世界的に有名な方でございます。富士美術館という所が所有していまして、それをお借りして茨城新聞社さんが主体的にやっていくということで、共催になっていますけれども、我々は施設をお貸しするだけぐらいで、ですから今後茨城新聞のほうでどんどんPRしていくような段取りになっています。

教 育 長

ありがとうございました。

その他、ございますか。では、次回。

教育総務課

次回の定例会でございます。7月でございますが、第4火曜日が24日となります。 7月24日4時からこちらの会議室でお願いしたいと思います。

教育長

よろしいでしょうか。以上で定例会を終わります。ありがとうございました。